

子ども・若者支援地域協議会

設置・運営ハンドブック

平成23年3月

**愛知県県民生活部
社会活動推進課**

本書の作成・利用について

健全育成、非行防止、有害環境対策にみられるようにこれまでの青少年行政は、18歳未満の青少年（児童）あるいは20歳未満の少年を主な対象にしてまいりました。しかし、今日、ひきこもりやニートなど、人との関わりが十分に持てず、社会生活にうまく適応できない多くの若者の存在が指摘されています。

青少年一人ひとりが社会の一員として自立し、主体的に活躍することを青少年育成の目標に据えるのであれば、自立に困難を抱え、支援を必要としている20代、30代の若者を青少年の対象に加えること、すなわち青少年行政の枠組みを再構築することが必要な時代になっています。

こうした意味で、昨年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法は、これまでの青少年行政の枠組みを再構築する画期的な法律です。法律に基づき昨年7月に策定された「子ども・若者ビジョン」はこれからの青少年行政の指針となるものであり、法律に規定されている「子ども・若者支援地域協議会」は、自立に困難を抱える若者らへの支援を行うための新たな仕組みです。

内閣府においては、「子ども・若者支援地域協議会」という新たな仕組みが円滑に機能するよう、「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」を策定しました。しかし、この指針は全国共通の指針たる性格上、最大公約数的な表記に留まっている部分も多く、県内に新たな仕組みを導入するためには、愛知の実情を勘案したより具体的で、かつ、協議会の設置に取り組む実務者の視点に立ったハンドブックが必要です。

このため、本課では、行政機関を構成員とする連絡会議や現に子ども・若者の相談支援にあっている公的機関、NPO、有職者を構成員とする作業チーム会議などを開催して、新たな仕組みについて検討してまいりました。また、シンクタンクへの委託調査なども行い、その結果も参考にしながら本書をとりまとめたものです。

本書は、内閣府の「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」や「子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議報告書」、「ユースアドバイザー養成プログラム（改訂版）」などと必要以上の重複を避けて作成いたしましたので、「子ども・若者支援地域協議会」の設置を検討される際には、本書に加え、これらのものもご活用ください。

また、「子ども・若者支援地域協議会」の運営については、全国的に見てもまだノウハウが十分に蓄積されておりませんので、今後、先行自治体の相談支援業務を通じて参考となる事項があれば、本書を改訂するなど適宜情報提供してまいります。

最後に、本書の作成にあたり、貴重なご意見や資料のご提供をいただきました作業チームを始め、多くの関係者の方々にお礼を申し上げますとともに、今後も、関係者の皆様からご意見をいただきながら、より完成度の高いハンドブックをつくりあげていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

- | |
|---|
| <p>【参考】 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」
(http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/law_s1.pdf)
「子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議報告書」
(http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/shien/houkoku.html)
「ユースアドバイザー養成プログラム（改訂版）」
(http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/h19-2/html/ua_mkj.html)
「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」
(http://www.ncgmkohnodai.go.jp/pdf/jidouseishin/22ncgm_hikikomori.pdf)</p> |
|---|

目 次

第1	子ども・若者支援地域協議会を設置するための全体像	1
第2	愛知県の子ども・若者について	3
1	子ども・若者の市町村・年齢別人口	3
2	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者	4
(1)	不登校児童・生徒（小学校・中学校）	4
(2)	不登校、中途退学者（高等学校）	5
(3)	若年無業者（ニート）	11
(4)	ひきこもり	13
第3	協議会の基本的な仕組み	17
1	設置主体	17
2	想定される協議会の構成者	18
(1)	教育分野	18
(2)	福祉分野	21
(3)	保健・医療分野	26
(4)	矯正、更生保護等分野	29
(5)	雇用分野	33
(6)	総合相談等	40
(7)	参考（作業チーム構成機関・団体の相談支援概要）	41
第4	子ども・若者総合相談センター	43
第5	調整機関・指定支援機関	48
第6	協議会設置の準備	56
第7	秘密保持義務	67
第8	既存の協議会との関係	77
参考資料		
	関係会議開催経過	85
	愛知県子ども・若者支援地域協議会等連絡会議設置要綱	86
	愛知県子ども・若者支援地域協議会等連絡会議作業チーム設置要綱	88

第1 子ども・若者支援地域協議会を設置するための全体像

1 調整機関となるべき市町村担当課が地域協議会の必要性について理解する。

「第2 愛知県の子ども・若者について」参照

調整機関となるべき市町村担当課が、地域協議会の必要性について理解します。

【支援の必要性】

1 困難を有する子ども・若者に対する総合的な支援の必要性

ひきこもりや若年無業者など社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援は、単一の機関だけでは困難なものもあり、様々な機関によるネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが必要とされる。そこで、行政においても、「次世代の市民を育てる」という認識を共有して、「これは自分たちの守備範囲ではない」と言う前に工夫すればできることがあるのではないかという観点に立って、行政の縦割りを超えた総合的な支援が求められる現状にある。

2 子ども・若者支援地域協議会の意義

子ども・若者育成支援推進法はこうした流れを背景として制定されたものであり、関係機関の連携の重要性を法律でもって確認し、幅広い関係機関の連携を一層推進するために、「子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）」の制度を設けたものである。すなわち、この法は、行政の縦割りを超え、総合的な支援を実施することが目的であり、協議会はそのために有効な手段となりうることを想起して欲しい。換言すれば、この法は、地方公共団体が困難を有する子ども・若者への支援を部局横断的に企画立案することを促すものである。また、事実上のネットワークとは異なり、協議会の事務に従事する者に法律上の秘密保持義務を課し、個人情報保護にも配慮がなされている。

さらに、支援者の中には多くのケースを抱え込み孤軍奮闘した結果、心身ともに疲弊してしまう者もいるとの指摘があり、それぞれが自らのできること、できないことを明らかにし、「できないこと」は「できるところ」に橋渡しをすることによって支援者相互が支え合う観点からも、協議会を始めとするネットワークを形成する意義がある。

（「子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議報告書」（内閣府）より抜粋）

2 「連絡会議」を開催して、地域の問題状況等を把握するとともに、協議会をどの機関あるいは、どの市町村と協力して、設置していくのか検討する

「第3 協議会の基本的な仕組み」参照

市町村により子ども・若者の抱える問題は異なります。また人口、規模、利用できる専門機関や民間支援団体などの状況も違います。

当該市町村における子ども・若者を支援していくためには、どのような構成機関で、また、どのような単位（単独設置か共同設置か）で協議会を設置することが適当なのか、関係機関及び関係市町村が集まった「連絡会議」において検討します。

【連絡会議の設置と支援機関マップの作成】

この連絡会議は、関係部局の単なる業務説明に終始するものではない。

すなわち、困難を有する子ども・若者の支援を推進するという認識を共有した上で、まずは当該地域における問題状況の調査及び社会資源の把握を行い、この地域ではどのような支援が利用でき、どのような専門機関や窓口が存在しているかを説明した「支援機関マップ」を作成することを期待したい。

(1) 統計的な数量把握

当該地域における問題状況を把握するため、例えば次のような統計的なデータを整理する。その際、地域分布や「なぜこの数値が高いのか」などの統計データの裏側にある背景も併せて把握する必要がある。

○教育の分野：長期欠席者数、不登校児童・生徒数、高校中退者数、暴力行為発生件数、いじめの認知件数、保健室登校をしている児童生徒数

○福祉の分野：生活保護世帯数、母子世帯数、市町村の主催する各種相談における相談件数やその類型的な内容

○雇用：失業者数、若年無業者数

(2) 支援の現場からのヒアリング

「連絡会議」は、学校、福祉事務所、保健所、ハローワーク、警察などの公的機関の職員からはもとより、子ども・若者支援に当たる特定非営利活動法人などの民間支援団体や精神科等の医療機関、民生委員・児童委員からもヒアリングを実施し、認識を共有する。

その際、それぞれの機関だけでは解決できない問題について、他の機関からどのような協力が必要かという点についても具体的な提案を聴取する必要がある。

このような過程を通して、当該市町村における問題状況に対し、どのような社会資源が不十分なのか、重点的に資源を投入していくのはどのような分野かを把握することにより、今後の改善の方向性を検討していくことが期待される。

【民間支援団体の位置付け】

法は、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援を行う主体として、国及び地方公共団体のみならず、子ども・若者育成支援に関連する分野における特定非営利活動法人など広く民間支援団体さらには学識経験者など個人をも想定している（法第 15 条）。

これは、すべての子ども・若者が確かな社会生活を始めることができるようにするためには、官民の壁を越えて互いに連携協力し、きめ細やかな支援を行っていく、すなわち、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機能を果たしていく必要がある、という考えに基づくものである。

このため、子ども・若者支援ネットワークの重要な構成要素として民間支援団体を位置付けていくことが必要である。

（「子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議報告書」（内閣府）より抜粋）

3 「子ども・若者支援地域協議会準備会」を開催して、協議会運営の骨格部分について協議、調整する

**「第 4 子ども・若者総合相談センター
第 5 調整機関・指定支援機関」参照**

- ・「連絡会議」で検討した地域協議会の構成者に「子ども・若者支援地域協議会準備会」への参加の呼びかけを行います。
 - ・「準備会」を開催して、問題意識の共有を図るとともに、①会議の開催方法、頻度、参加者、②指定支援機関設置の可否、指定する民間団体、③子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制を確保する方法などについて協議、調整します。
- なお、事前に、先行自治体の要綱を参考とするなど、地域協議会の設立や運営についての資料を収集することも大切です。

4 子ども・若者支援地域協議会設置要綱を作成し、公示する

「第 6 協議会設置の準備」参照

第2 愛知県の子ども・若者について

1 子ども・若者の市町村・年齢別人口

(平成22年4月1日)

市町村名	年 齢 別 人 口 (4 0 歳 未 満)								計(A)	総人口(B)	40歳未満人口の割合(A/B)
	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39			
1 名古屋	98,833	94,894	98,437	98,556	134,833	154,571	159,891	184,348	1,024,363	2,253,470	45.5%
2 豊橋	18,008	18,704	19,750	18,941	20,768	21,277	25,434	30,307	173,189	375,304	46.1%
3 岡崎	19,156	19,026	19,395	18,989	21,911	24,721	28,020	31,364	182,582	373,142	48.9%
4 一宮	18,108	19,305	20,008	18,766	19,168	19,727	24,852	31,941	171,875	379,050	45.3%
5 瀬戸	5,570	6,095	6,434	6,498	7,466	7,164	8,173	10,371	57,771	133,064	43.4%
6 半田	5,688	6,195	6,528	6,257	6,845	6,945	7,931	9,676	56,065	118,477	47.3%
7 春日井	15,446	15,497	15,340	13,791	15,865	18,061	22,519	27,124	143,643	302,946	47.4%
8 豊川	8,948	9,292	9,431	9,125	9,660	10,024	12,420	15,127	84,027	182,512	46.0%
9 津島	2,790	3,258	3,638	3,464	3,129	3,074	4,065	5,384	28,802	65,502	44.0%
10 碧南	3,687	3,787	3,779	3,886	4,534	4,732	5,141	5,728	35,274	72,447	48.7%
11 刈谷	7,738	7,207	7,514	7,344	9,936	12,469	11,997	12,968	77,173	146,205	52.8%
12 豊田	21,453	20,864	21,232	22,051	30,076	33,057	31,934	35,018	215,685	423,964	50.9%
13 安城	10,143	9,889	9,949	9,123	10,330	12,164	14,146	16,138	91,882	178,633	51.4%
14 西尾	5,414	5,437	5,650	5,643	6,564	7,094	7,505	8,787	52,094	107,462	48.5%
15 蒲郡	3,386	3,597	3,987	4,174	4,666	4,289	4,835	5,890	34,824	81,884	42.5%
16 犬山	3,431	3,652	3,826	3,364	3,709	4,027	4,978	6,079	33,066	75,443	43.8%
17 常滑	2,591	2,570	2,556	2,595	3,261	3,459	3,731	4,075	24,838	54,786	45.3%
18 江南	4,572	5,163	5,191	5,013	5,181	5,081	6,528	8,235	44,964	100,182	44.9%
19 小牧	7,531	7,574	7,691	7,549	9,056	9,207	10,640	12,761	72,009	149,090	48.3%
20 稲沢	6,007	6,552	7,029	6,708	7,617	7,813	9,017	11,004	61,747	136,789	45.1%
21 新城	1,797	2,190	2,455	2,588	2,702	2,031	2,548	2,900	19,211	50,290	38.2%
22 東海	5,788	5,796	5,310	5,325	6,839	7,504	8,512	9,542	54,616	107,963	50.6%
23 大府	4,900	4,664	4,257	3,970	4,877	6,091	7,025	8,169	43,953	84,740	51.9%
24 知多	4,170	4,247	4,418	4,068	4,472	4,967	5,988	7,098	39,428	85,182	46.3%
25 知立	3,714	3,502	3,424	3,482	4,165	5,057	5,372	6,203	34,919	68,169	51.2%
26 尾張旭	3,985	4,202	4,186	3,958	3,993	4,219	5,301	7,104	36,948	80,390	46.0%
27 高浜	2,612	2,560	2,459	2,417	2,898	3,110	3,458	3,796	23,310	44,452	52.4%
28 岩倉	2,353	2,200	2,310	2,156	2,377	2,885	3,660	4,402	22,343	48,167	46.4%
29 豊明	3,120	3,360	3,550	3,346	4,224	4,459	4,863	5,864	32,786	69,329	47.3%
30 日進	4,776	4,555	4,554	4,091	5,492	5,915	6,565	7,556	43,504	83,607	52.0%
31 田原	2,767	2,986	3,265	3,652	4,303	4,258	4,413	4,676	30,320	66,448	45.6%
32 愛西	2,523	3,385	3,634	3,349	3,073	2,926	3,711	5,309	27,910	65,325	42.7%
33 清須	3,422	3,016	2,912	2,911	4,043	4,393	5,527	5,664	31,888	65,931	48.4%
34 北名古屋	4,374	4,241	3,930	3,446	4,020	5,054	6,423	7,637	39,125	80,952	48.3%
35 弥富	2,134	2,167	2,263	2,128	2,307	2,595	3,119	3,625	20,338	43,335	46.9%
36 みよし	3,559	3,981	3,854	3,105	3,296	4,015	4,798	6,068	32,676	60,124	54.3%
37 あま	4,264	4,694	4,455	3,935	4,106	4,823	6,354	7,960	40,591	86,718	46.8%
38 東郷	2,372	2,549	2,360	1,890	1,985	2,368	3,121	4,003	20,648	41,297	50.0%
39 長久手	3,156	3,005	2,652	2,346	4,240	4,747	4,510	4,937	29,593	51,688	57.3%
40 豊山	871	737	619	651	852	993	1,226	1,313	7,262	14,494	50.1%
41 大口	1,208	1,192	1,282	1,172	1,268	1,443	1,578	1,960	11,103	22,466	49.4%
42 扶桑	1,707	1,714	1,688	1,505	1,607	1,893	2,452	2,921	15,487	33,423	46.3%
43 大治	1,772	1,727	1,676	1,397	1,372	1,689	2,408	2,985	15,026	29,386	51.1%
44 蟹江	1,691	1,594	1,836	1,858	1,950	1,976	2,455	2,948	16,308	36,766	44.4%
45 飛鳥	197	187	187	194	289	234	243	307	1,838	4,511	40.7%
46 阿久比	1,142	1,184	1,200	1,219	1,322	1,450	1,654	1,854	11,025	25,166	43.8%
47 東浦	2,280	2,555	2,882	2,656	2,748	2,977	3,343	4,210	23,651	49,510	47.8%
48 南知多	620	737	910	1,023	1,200	881	913	1,103	7,387	20,632	35.8%
49 美浜	868	1,107	1,234	1,431	2,379	2,030	1,304	1,571	11,924	25,406	46.9%
50 武豊	2,097	2,274	2,264	2,089	2,411	2,418	2,832	3,588	19,973	42,290	47.2%
51 一色	1,026	1,163	1,267	1,263	1,244	1,218	1,396	1,681	10,258	24,092	42.6%
52 吉良	1,006	1,178	1,121	1,162	1,214	1,162	1,454	1,657	9,954	22,383	44.5%
53 幡豆	475	567	612	631	645	507	701	777	4,915	12,354	39.8%
54 幸田	2,139	2,080	1,939	1,934	2,219	2,790	2,924	3,383	19,408	37,903	51.2%
55 設楽	140	174	211	253	124	107	151	247	1,407	5,824	24.2%
56 東栄	87	96	127	137	55	54	93	136	785	3,835	20.5%
57 豊根	34	47	43	44	0	5	20	59	252	1,310	19.2%
計	353,646	356,171	364,711	354,619	430,886	474,200	526,172	617,538	3,477,943	7,406,210	47.0%

出典：愛知県県民生活部統計課「あいちの人口」(平成22年)

2 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者

市町村が子ども・若者支援地域協議会を設置する場合、そのニーズの把握が必要となりますが、ニート・ひきこもりについては、家庭内で抱え込むケースも多く、ニーズそのものが潜在化する傾向にあります。近時、内閣府の調査により、ニート・ひきこもりの規模や実態が明らかになってきましたので、ここでは不登校・中途退学の状況を含め、その概要を掲載します。

(1) 不登校児童・生徒（小学校・中学校）

（平成 21 年度間）

市町村名	小学校								中学校							
	児童総数 (A)	長期欠席児童数（理由別）					不登校 児童の割合 (B/A)	生徒総数 (A)	長期欠席生徒数（理由別）					不登校 生徒の割合 (B/A)		
		病気	経済的 理由	不登校 (B)	その他	計			病気	経済的 理由	不登校 (B)	その他	計			
1 名古屋市	118,470	382	0	464	292	1,138	0.39%	61,225	395	4	1,424	282	2,105	2.33%		
2 豊橋市	23,431	23	0	123	14	160	0.52%	11,697	12	0	403	3	418	3.45%		
3 岡崎市	23,291	81	0	58	25	164	0.25%	11,598	85	7	328	32	452	2.83%		
4 一宮市	23,956	36	0	85	18	139	0.35%	11,690	17	0	453	4	474	3.88%		
5 瀬戸市	7,479	8	0	45	12	65	0.60%	4,269	5	0	160	3	168	3.75%		
6 半田市	7,831	12	0	45	1	58	0.57%	3,797	19	0	183	0	202	4.82%		
7 春日井市	18,920	0	0	94	0	94	0.50%	8,593	3	0	340	0	343	3.96%		
8 豊川市	11,368	5	0	57	1	63	0.50%	5,450	1	0	190	0	191	3.49%		
9 津島市	4,226	0	0	20	0	20	0.47%	2,148	0	0	87	2	89	4.05%		
10 碧南市	4,475	3	0	10	3	16	0.22%	2,225	10	0	54	2	66	2.43%		
11 刈谷市	8,964	13	0	10	5	28	0.11%	4,376	34	1	81	10	126	1.85%		
12 豊田市	25,636	11	0	86	13	110	0.34%	12,649	18	0	396	5	419	3.13%		
13 安城市	12,095	23	0	50	9	82	0.41%	5,450	22	0	146	9	177	2.68%		
14 西尾市	6,621	6	0	33	8	47	0.50%	3,363	1	0	135	2	138	4.01%		
15 蒲郡市	4,556	7	0	13	5	25	0.29%	2,381	13	0	70	4	87	2.94%		
16 犬山市	4,573	1	0	6	2	9	0.13%	2,028	0	0	43	1	44	2.12%		
17 常滑市	3,088	5	0	16	3	24	0.52%	1,488	1	0	59	0	60	3.97%		
18 江南市	6,323	0	0	40	0	40	0.63%	3,674	3	0	112	2	117	3.05%		
19 小牧市	9,425	10	0	50	5	65	0.53%	4,328	6	0	153	6	165	3.54%		
20 稲沢市	8,310	3	0	25	0	28	0.30%	4,005	5	0	113	0	118	2.82%		
21 新城市	2,822	0	1	10	0	11	0.35%	1,524	1	0	49	1	51	3.22%		
22 東海市	6,794	3	0	36	6	45	0.53%	3,012	12	0	118	1	131	3.92%		
23 大府市	5,329	6	0	17	2	25	0.32%	2,324	0	0	66	0	66	2.84%		
24 知多市	5,345	15	0	27	6	48	0.51%	2,471	0	0	80	0	80	3.24%		
25 知立市	4,241	20	0	12	4	36	0.28%	1,970	13	0	48	43	104	2.44%		
26 尾張旭市	5,201	2	0	18	2	22	0.35%	2,219	3	0	50	0	53	2.25%		
27 高浜市	3,015	4	0	38	9	51	1.26%	1,432	14	0	56	18	88	3.91%		
28 岩倉市	2,665	0	0	17	0	17	0.64%	1,230	0	0	42	0	42	3.41%		
29 豊明市	4,209	4	0	17	1	22	0.40%	2,082	1	0	50	0	51	2.40%		
30 日進市	5,576	3	0	12	11	26	0.22%	2,349	0	0	48	0	48	2.04%		
31 田原市	3,733	0	0	12	1	13	0.32%	2,023	0	0	67	0	67	3.31%		
32 愛西市	4,313	0	0	8	0	8	0.19%	2,126	1	0	47	0	48	2.21%		
33 清須市	3,517	10	0	18	6	34	0.51%	1,608	0	0	54	0	54	3.36%		
34 北名古屋市	4,957	12	0	19	5	36	0.38%	2,111	0	0	81	1	82	3.84%		
35 弥富市	2,683	8	0	11	0	19	0.41%	1,266	0	0	40	0	40	3.16%		
36 みよし市	4,785	2	0	9	1	12	0.19%	1,980	0	0	39	1	40	1.97%		
37 あま市	5,565	4	0	20	0	24	0.36%	2,478	0	0	75	0	75	3.03%		
38 東郷町	3,078	0	0	11	2	13	0.36%	1,248	0	0	31	0	31	2.48%		
39 長久手町	3,393	1	0	12	2	15	0.35%	1,328	0	0	21	0	21	1.58%		
40 豊山町	820	1	0	5	3	9	0.61%	363	0	0	12	0	12	3.31%		
41 大口町	1,502	2	0	4	4	10	0.27%	722	0	0	18	0	18	2.49%		
42 扶桑町	2,086	0	0	4	0	4	0.19%	938	0	0	32	0	32	3.41%		
43 大治町	2,067	0	0	2	0	2	0.10%	947	0	0	21	0	21	2.22%		
44 蟹江町	2,089	2	0	10	0	12	0.48%	1,114	0	0	36	0	36	3.23%		
45 飛島村	213	0	0	0	0	0	0.00%	103	0	0	0	0	0	0.00%		
46 阿久比町	1,443	2	0	2	0	4	0.14%	741	0	0	21	0	21	2.83%		
47 東浦町	3,274	9	0	11	3	23	0.34%	1,634	0	0	72	0	72	4.41%		
48 南知多町	1,042	0	0	5	0	5	0.48%	557	0	0	10	0	10	1.80%		
49 美浜町	1,425	1	0	8	0	9	0.56%	742	0	0	22	0	22	2.96%		
50 武豊町	2,760	3	0	15	0	18	0.54%	1,245	2	0	58	2	62	4.66%		
51 一色町	1,462	1	0	4	0	5	0.27%	745	1	0	27	0	28	3.62%		
52 吉良町	1,403	1	0	1	0	2	0.07%	664	0	0	7	0	7	1.05%		
53 幡豆町	684	0	0	2	0	2	0.29%	377	0	0	3	0	3	0.80%		
54 幸田町	2,392	0	0	3	1	4	0.13%	1,173	1	0	10	0	11	0.85%		
55 設楽町	257	0	0	4	0	4	1.56%	130	0	0	2	0	2	1.54%		
56 東栄町	136	0	0	0	0	0	0.00%	79	2	0	0	0	2	0.00%		
57 豊根村	65	0	0	1	0	1	1.54%	20	0	0	0	0	0	0.00%		
計	439,379	745	1	1,735	485	2,966	0.39%	215,509	701	12	6,343	434	7,490	2.94%		

不登校児童・生徒とは年度間に連続又は断続して30日以上欠席した者をいう。

出典：文部科学省平成 21 年度学校基本調査（児童生徒総数）、平成 22 年度学校基本調査（長期欠席児童・生徒数）

(2) 不登校・中途退学者（高等学校）

ア 不登校（平成21年度）

在籍者数	不登校生徒数	割合
188,109人	2,122人	1.13%

イ 中途退学者（平成21年度）

在籍者数	中途退学者数	中途退学率
188,109人	3,006人	1.6%

出典：文部科学省平成21年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

【参考】高等学校中途退学者及び中学校不登校生徒の緊急調査結果（内閣府）

平成16年度当時に中学校3年生で不登校であった者及び高等学校を中途退学した者を対象に、4年後の状況について調査したところ、不登校生徒の16.5%、中途退学者の20.8%が仕事にはついておらず、学校にも行っていませんでした。

回答者数の少なさなどから、統計的には十分なものではありませんが、調査対象者とほぼ同年代の人に占める若年無業者(ニート)の割合と比べると、調査結果の数値は高い割合となっています。

1 調査の概要

本調査は、平成21年2月から3月にかけて、郵送によるアンケートの方法により実施。高等学校中途退学者については、全国の平成16年度中に高等学校を中途退学した人のうち1,595人に調査票を送付し、168人が回答。中学校不登校生徒については、全国の平成16年度中に中学校第3学年で不登校であった人のうち480人に調査票を送付し、109人が回答。

2 主な調査結果

(1) 高等学校中途退学者の緊急調査

ア 現在の状況としては、「仕事をしている」が約半数（47.6%）と最多。次いで、「仕事にはついておらず、学校にも行っていない」が約2割（20.8%）（図1）。なお、総務省の就業構造基本調査（平成19年）では、本調査の対象者とほぼ同年代の無業者のうち、家事も通学もしていない人の割合は5.9%。

また、現在、「学校に行っている」「仕事をしながら学校に行っている」と回答した人（計43人）の中では、通信制高校（41.9%）が最多（図2）。

図1 現在の状況（高校中退者）

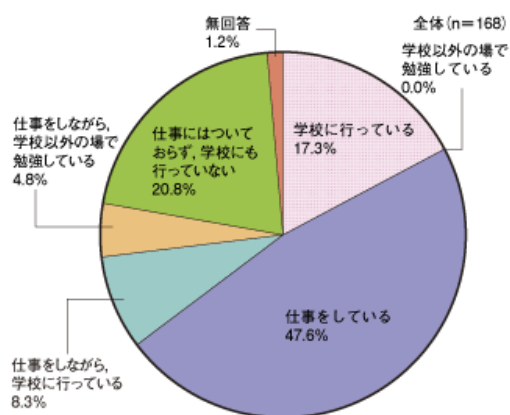
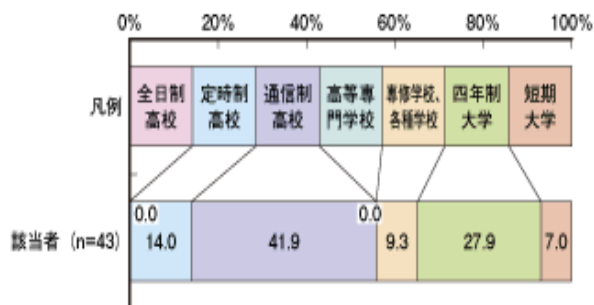
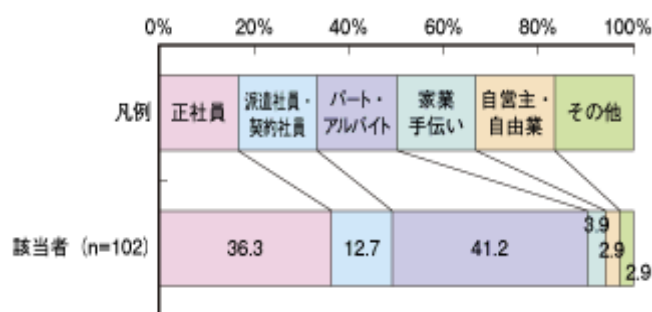


図2 どんな学校に行っているか（高校中退者）

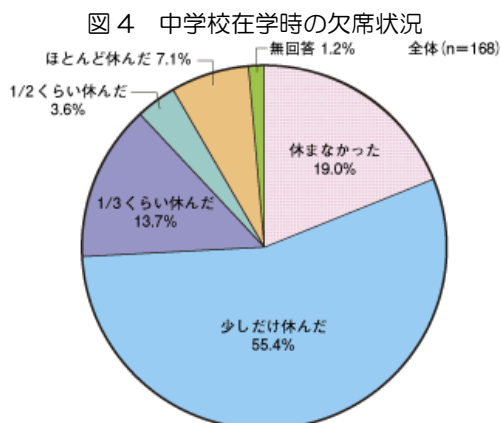


一方、現在、「仕事をしている」「仕事をしながら、学校に行っている」「仕事をしながら、学校以外の場で勉強している」と回答した人（計 102 人）に、仕事の形態について尋ねたところ、「パート・アルバイト」（41.2%）が最多。「派遣社員・契約社員」（12.7%）と合わせると、現在、仕事をしていると回答した人の半数以上が、非正規雇用。他方、「正社員」は、36.3%（図 3）。なお、就業構造基本調査（平成 19 年）では、「正社員」として働いている割合が 55.6%で最多。次いで、「パート・アルバイト」（31.0%）、「派遣社員・契約社員」（9.3%）。

図 3 どんな形態の仕事をしているか（高校中退者）



イ 中学校在学時（全学年を通して）の欠席状況については、「1/3 くらい休んだ」（13.7%）、「1/2 くらい休んだ」（3.6%）、「ほとんど休んだ」（7.1%）と回答した人を合わせると、回答者全体の約 4 分の 1（図 4）。



ウ 高校をやめた理由としては、全体の約半数が「高校の生活があわなかったから」（49.4%）。次いで、「人間関係がうまく保てなかったから」（23.2%）、「高校の勉強が嫌いだったから」（20.8%）。高校を中途退学した人たちが、高校生活に違和感を感じたり、高校進学後に生じる対人関係や勉強についての問題に対処しきれずに、退学に至っている現状がうかがわれる。

ニート群（注）では、全体と比べて、「人間関係がうまく保てなかったから」「高校の勉強が嫌いだったから」「家庭の事情から」と回答した割合がやや高い（図 5）。

エ 「高校をやめてから現在までに利用した施設・機関」については、全体の約半数（48.2%）は、「公共職業安定所（ハローワーク）、ジョブカフェ、地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」を利用。次いで、「病院・診療所」（23.8%）。「何も利用したことがない」は、約 3 割（35.1%）。ニート群では、「病院・診療所」（39.1%）の割合が高い（図 6）。

図5 高校をやめた理由（複数回答）

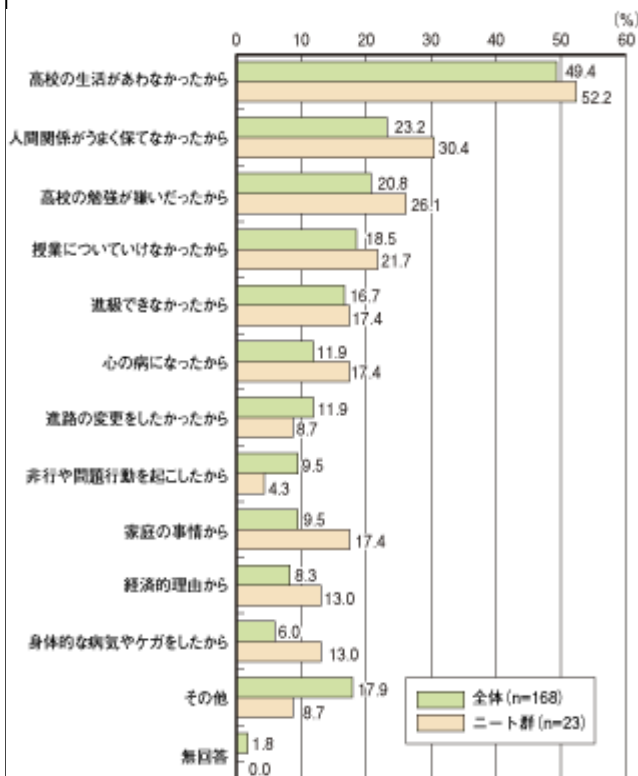
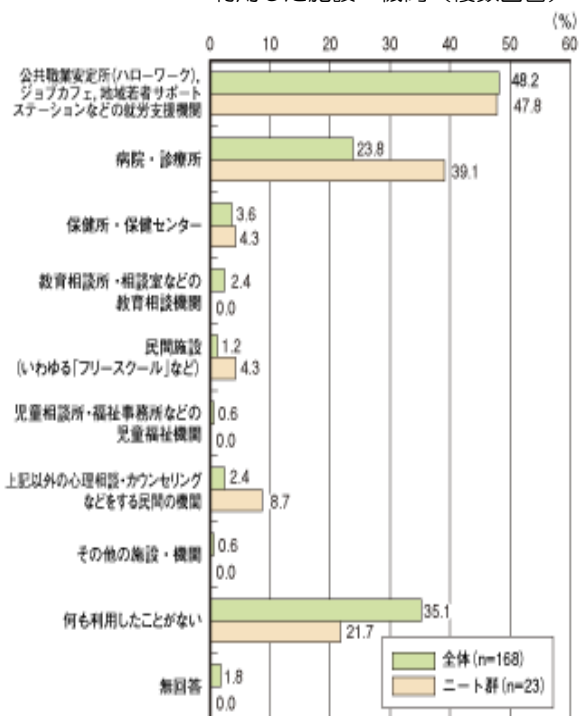


図6 高校をやめてから現在までに利用した施設・機関（複数回答）



(注) 本調査では、アの「現在の状況」について、「仕事にはついておらず、学校にも行ってない」と回答した人の中で「夫又は妻」と同居していると回答した人を除いた人を、「ニート群」としている。

オ 「これからの自分にとって大切なこと」としては、全体では、「自分で働いて収入を得ようとする事」(47.0%)、「将来の希望を持つこと」(45.2%)、「身のまわりのことを自分ですること」「自分に自信を持つこと」(いずれも 40.5%) の順。

ニート群では、全体と比べて、「自分で働いて収入を得ようとする事」(69.6%)、「将来の希望を持つこと」(65.2%) という回答の割合が高く、現状を変えたいという気持ちを持つ人が多い様子(図7)。

カ 「今後の生活設計のためにあれば良いと思うところ」としては、全体では、「技術や技能の習得を手助けしてくれるところ」(39.3%) が最多。次いで、「就職に関する相談を受けられるところ」(36.3%)。技能習得の援助や就職の相談といった支援が必要とされているが、「高校をやめてから現在までに利用した施設・機関」について、「何も利用したことがない」とした人は、回答者の約 3 割。支援を必要としている人に利用できる機関に関する情報がより確実に届くようにし、ニーズや状況に応じたきめ細やかな支援をどのように行っていくのが、今後の課題。

ニート群では、就労支援等に加え、生活リズムの確立等より広い範囲の支援を求めていることもうかがえる。様々なニーズに対応できるような支援の在り方も検討する必要(図8)。

図7 これからの自分にとって大切なこと
(高校中退者) (複数回答)

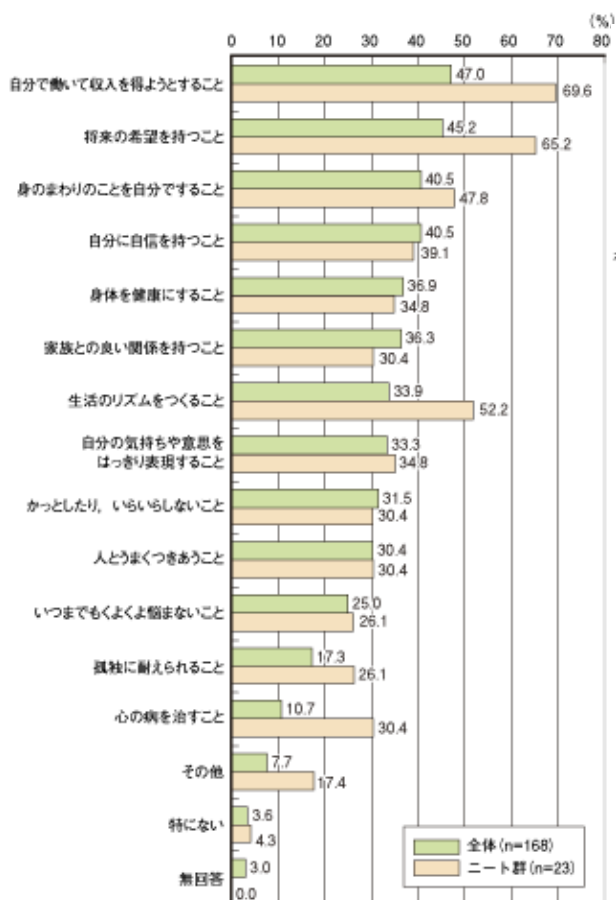
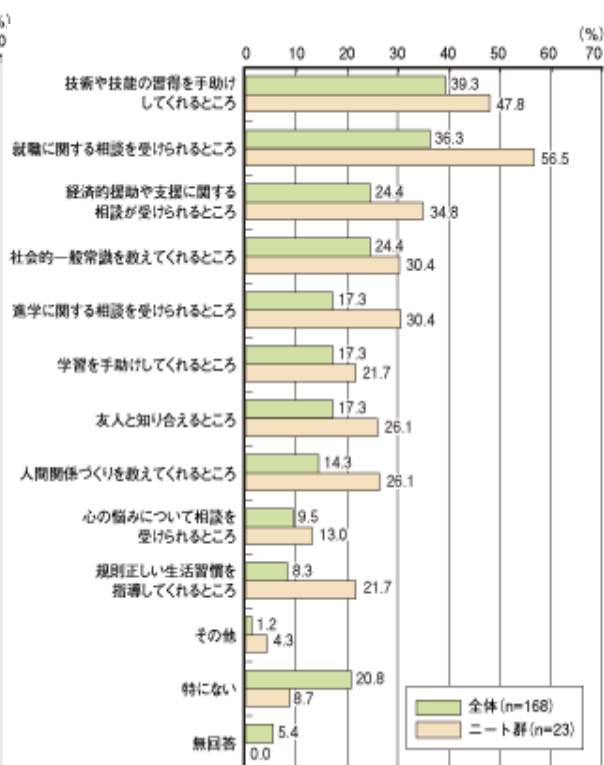


図8 今後の生活設計のためにあれば良いと思うこと
(高校中退者) (複数回答)



(2) 中学校不登校生徒の緊急調査

ア 現在、「学校に行っている」と回答した人は約4割(39.4%)。次いで、「仕事をしている」(26.6%)、「仕事にはついておらず、学校にも行っていない」(16.5%) (図9)。なお、総務省の就業構造基本調査(平成19年)では、本調査の対象者とほぼ同年代の無業者のうち、家事も通学もしていない人の割合は2.3%。

また、現在「学校に行っている」「仕事をしながら、学校に行っている」と回答した人(計51人)の行っている学校は、「四年制大学」(29.4%)、「専修学校、各種学校」(25.5%)の順(図10)。

図9 現在の状況(中学校不登校生徒)

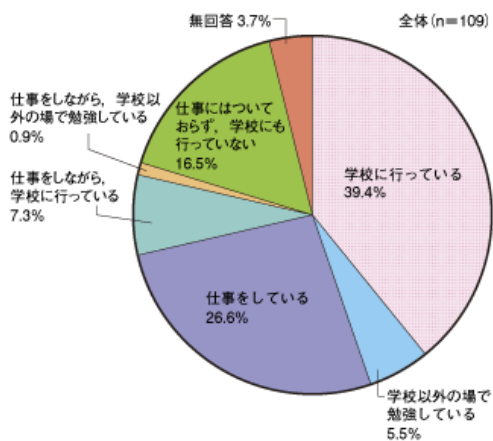
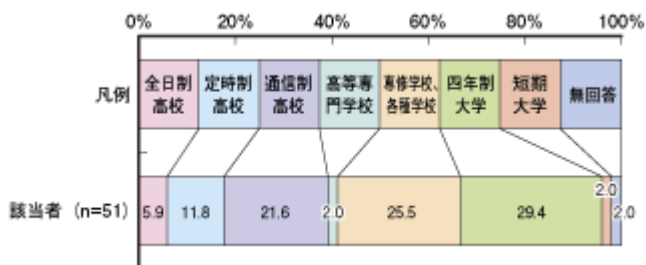
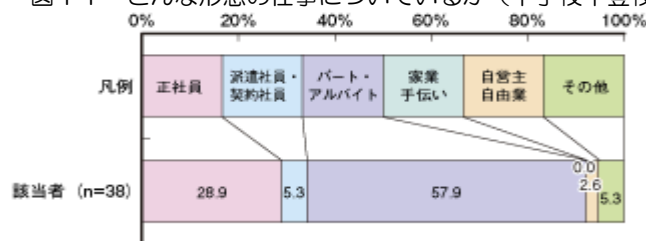


図10 どんな学校に行っているか(中学校不登校生徒)



一方、現在、「仕事をしている」「仕事をしながら、学校に行っている」「仕事をしながら、学校以外の場で勉強している」と回答した人（計 38 人）の仕事の形態は、「パート・アルバイト」（57.9%）の割合が最多。「派遣社員・契約社員」（5.3%）と合わせると、現在、仕事をしていると回答した人の 6 割以上が、非正規雇用。他方、「正社員」は、28.9%であり、先の就業構造基本調査における同年代の人の状況に近い結果（図 11）。

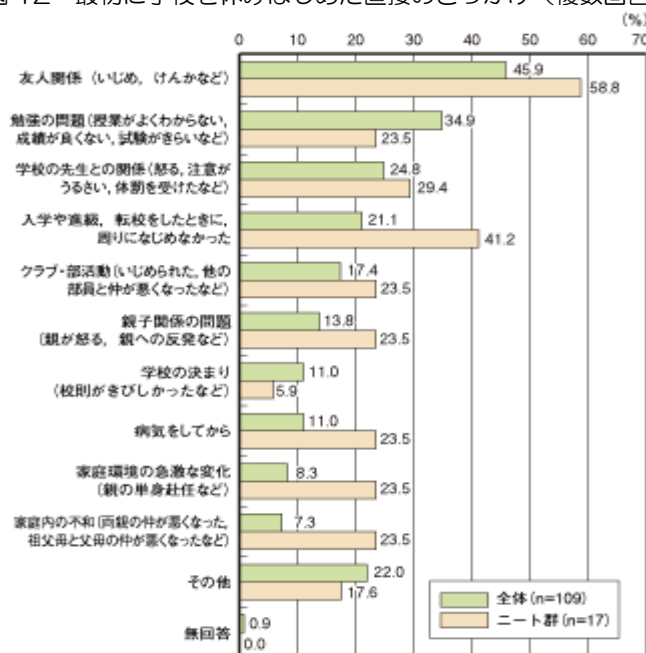
図 11 どんな形態の仕事についているか（中学校不登校生徒）



イ 「最初に学校を休みはじめた直接のきっかけ」としては、全体では、「友人関係（いじめ・けんかなど）」（45.9%）が最多。次いで、「勉強の問題（授業がよくわからない、成績が良くない、試験がきらいなど）」（34.9%）。

ニート群では、「友人関係（いじめ、けんかなど）」（58.8%）に次いで、「入学や進級、転校をしたときに、周りになじめなかった」（41.2%）、「学校の先生との関係（怒る、注意がうるさい、体罰を受けたなど）」（29.4%）となっており、友人や学校の先生との関係等、対人関係を挙げる割合が高い（図 12）。

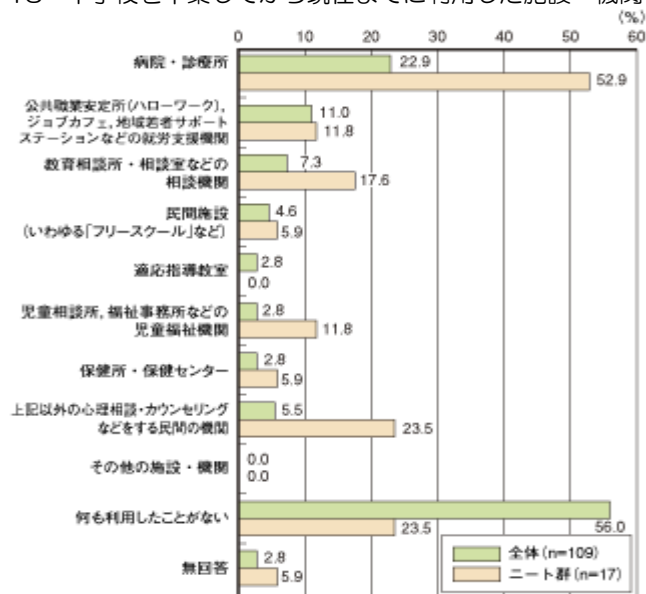
図 12 最初に学校を休みはじめた直接のきっかけ（複数回答）



ウ 「中学校を卒業してから現在までに利用した施設・機関」については、全体では、「病院・診療所」（22.9%）が最多。次いで、「公共職業安定所（ハローワーク）、ジョブカフェ、地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」（11.0%）。他方、半数以上が「何も利用したことがない」（56.0%）と回答。

ニート群では、利用した施設・機関としては、「病院・診療所」（52.9%）、「上記以外の心理相談・カウンセリングなどをする民間の機関」（23.5%）が多く、心身に何らかの問題を抱えていると思われる人の割合が高いことがうかがえる。「何も利用したことはない」は 23.5%（図 13）。

図 13 中学校を卒業してから現在までに利用した施設・機関（複数回答）



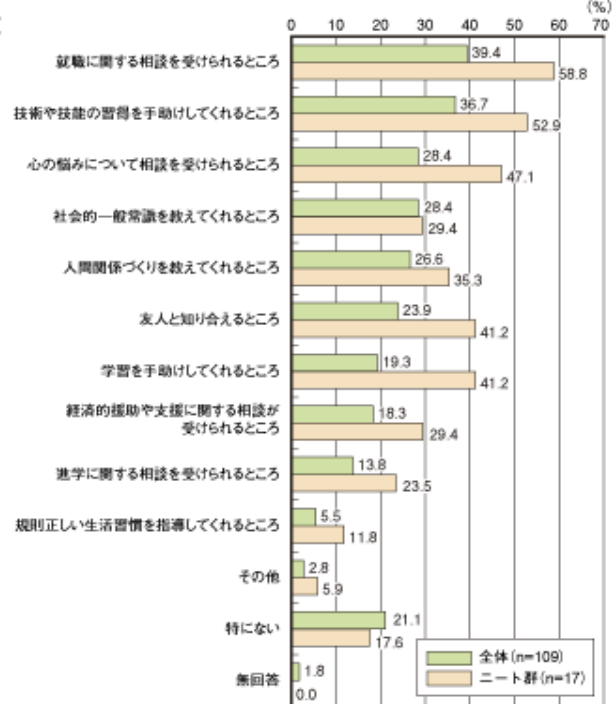
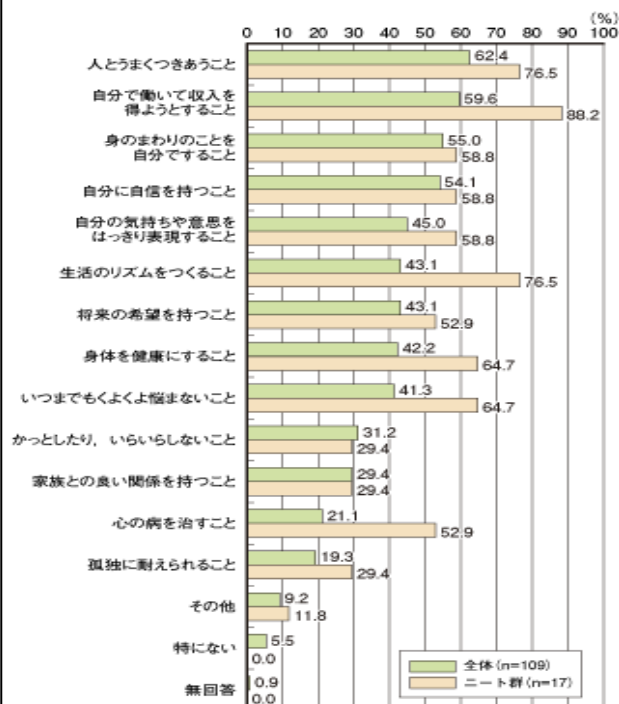
エ 「これからの自分にとって大切なこと」については、全体では、「人とうまくつきあうこと」(62.4%)が最多。ニート群では、「自分で働いて収入を得ようとする事」(88.2%)が最多。次いで、「人とうまくつきあうこと」「生活のリズムをつくること」(いずれも76.5%) (図 14)。

オ 「今後の生活設計のためにあれば良いと思うところ」としては、全体では、「就職に関する相談を受けられるところ」(39.4%)を挙げる人が最多。次いで、「技術や技能の習得を手助けしてくれるところ」(36.7%)。ニート群の回答も同様の順だが、個々の選択肢の回答割合が高く、より広い範囲の支援を求めていることがうかがわれる (図 15)。

利用できる施設・機関についての情報が十分に行き渡るようにすることや、必要な支援やその在り方を適切に把握し、充実させていくことが必要である。

図 14 これからの自分にとって大切なこと
(中学校不登校生徒) (複数回答)

図 15 今後の生活設計のためにあれば良いと思うところ
(中学校不登校生徒) (複数回答)

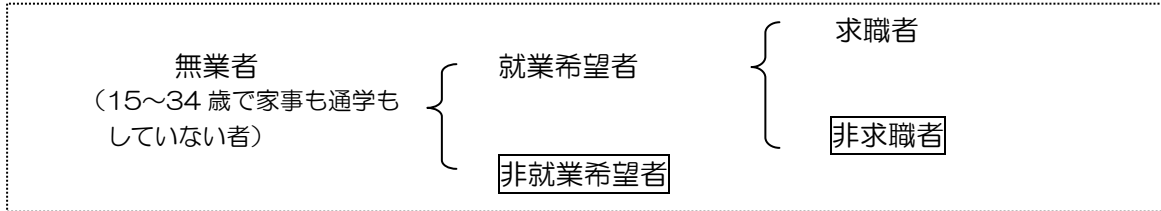


(3) 若年無業者（ニート）

ア 定義

若年無業者とは、15歳～34歳で家事も通学もしていない無業者のうち、以下の者を指します。

- ・就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）
- ・就業を希望していない者（非就業希望者）



イ 推定人数（愛知県）

年齢	人数	非求職者数 (a)	非就業希望者数 (b)	若年無業者計 (a) + (b)
15～19歳		1,400人	3,200人	4,600人
20～24歳		4,600人	5,300人	9,900人
25～29歳		5,900人	3,800人	9,800人
30～34歳		4,400人	4,800人	9,200人
35～39歳 ※参考		3,300人	5,900人	9,200人
計		19,600人	23,100人	42,700人

※統計表の数値は、単位未満の位で四捨五入等しているため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。

出典：内閣府「若年無業者（15～39歳）数及び割合～就業構造基本調査（平成19年）の再集計結果～」

ウ 男女、配偶者の有無、各種理由別若年無業者数

(ア) 就業希望者のうち非求職者の男女、配偶者の有無、就業希望理由別の若年無業者数

		失業している	学校を卒業した	収入を得る必要が生じた	知識や技能を生かしたい	社会に出たい	時間に余裕ができた	健康を維持したい	その他	不詳	計
(男女別)	男	3,200	500	2,200	1,400	2,500	-	-	3,700	-	13,600
	女	900	-	900	400	1,500	-	300	2,100	-	6,000
	県合計(人)	4,000	500	3,100	1,800	4,000	-	300	5,800	-	19,600
(配偶者有)	男	-	-	200	-	-	-	-	-	-	200
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	県合計(人)	-	-	200	-	-	-	-	-	-	200
(配偶者無)	男	3,200	500	2,000	1,400	2,500	-	-	3,700	-	13,400
	女	900	-	900	400	1,500	-	300	1,900	-	5,900
	県合計(人)	4,000	500	2,900	1,800	4,000	-	300	5,600	-	19,300

※表の数値は、単位未満の位で四捨五入等しているため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。

出典：内閣府「若年無業者（15～39歳）数及び割合～就業構造基本調査（平成19年）の再集計結果～」

(イ) 就業希望者のうち非求職者の男女、配偶者の有無、非求職理由別の若年無業者数

		探したが見つからなかった	希望する仕事がありそうにない	知識・能力に自信がない	病気・けがのため	高齢のため	育児や通学などのため仕事が続けられそうにない	家族の介護・看護のため	急いで仕事につく必要がない	学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている	その他	不詳	計
(男女別)	男	1,100	1,200	1,600	3,100	-	-	-	1,000	1,500	4,100	-	13,600
	女	300	-	1,100	1,300	-	-	-	400	800	2,100	-	6,000
県合計(人)		1,400	1,200	2,700	4,400	-	-	-	1,400	2,300	6,200	-	19,600
(配偶者有)	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	200
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県合計(人)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	200
(配偶者無)	男	1,100	1,200	1,600	3,100	-	-	-	1,000	1,500	3,900	-	13,400
	女	300	-	1,100	1,100	-	-	-	400	800	2,100	-	5,900
県合計(人)		1,400	1,200	2,700	4,300	-	-	-	1,400	2,300	6,000	-	19,300

※表の数値は、単位未満の位で四捨五入等しているため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。

出典：内閣府「若年無業者（15～39歳）数及び割合～就業構造基本調査（平成19年）の再集計結果～」

(ウ) 非就業希望者の男女、配偶者の有無、非就業希望理由別の若年無業者数

		育児のため	家族の介護・看護のため	家事(育児・介護・看護以外)のため	通学のため	病気・けがのため	高齢のため	学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている	ボランティア活動に従事している	仕事をする自信がない	その他	特に理由はない	不詳	計
(男女別)	男	-	-	-	200	4,400	-	1,700	200	300	2,400	2,700	200	12,100
	女	500	-	200	200	4,400	-	1,300	-	-	2,200	1,800	200	11,000
県合計(人)		500	-	200	400	8,900	-	3,000	200	300	4,600	4,500	400	23,100
(配偶者有)	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	200
	女	500	-	-	-	-	-	600	-	-	-	300	-	1,400
県合計(人)		500	-	-	-	-	-	600	-	-	-	300	200	1,700
(配偶者無)	男	-	-	-	200	3,900	-	1,700	200	300	2,400	2,700	-	11,400
	女	-	-	200	200	4,400	-	700	-	-	2,200	1,500	200	9,500
県合計(人)		-	-	200	400	8,400	-	2,300	200	300	4,600	4,200	200	20,900

※表の数値は、単位未満の位で四捨五入等しているため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。

出典：内閣府「若年無業者（15～39歳）数及び割合～就業構造基本調査（平成19年）の再集計結果～」

(4) ひきこもり

ア 定義

(ア) 旧ガイドラインの「社会的ひきこもり」の基準

- ① 自宅を中心とした生活をしている。
- ② 就学・就労といった社会参加活動はできないか、していない。
- ③ 以上の状態が6ヶ月以上続いている。

ただし、

- ④ 統合失調症などの精神病圏の疾患、または中等度以上の精神遅滞（IQ55-50）をもつ者は除く。
- ⑤ 就学・就労はしていなくても、家族以外の他者（友人など）と親密な人間関係が維持されている者は除く。

※原本：こころの健康科学研究事業・地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究班『地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究—10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン（最終版）』（2003）（・旧ガイドラインと呼ぶことにする）

※出所：伊藤順一郎監修「地域保健におけるひきこもりへの対応ガイドライン」じほう、2004

(イ) 新ガイドラインの「ひきこもり」の定義

「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念である。

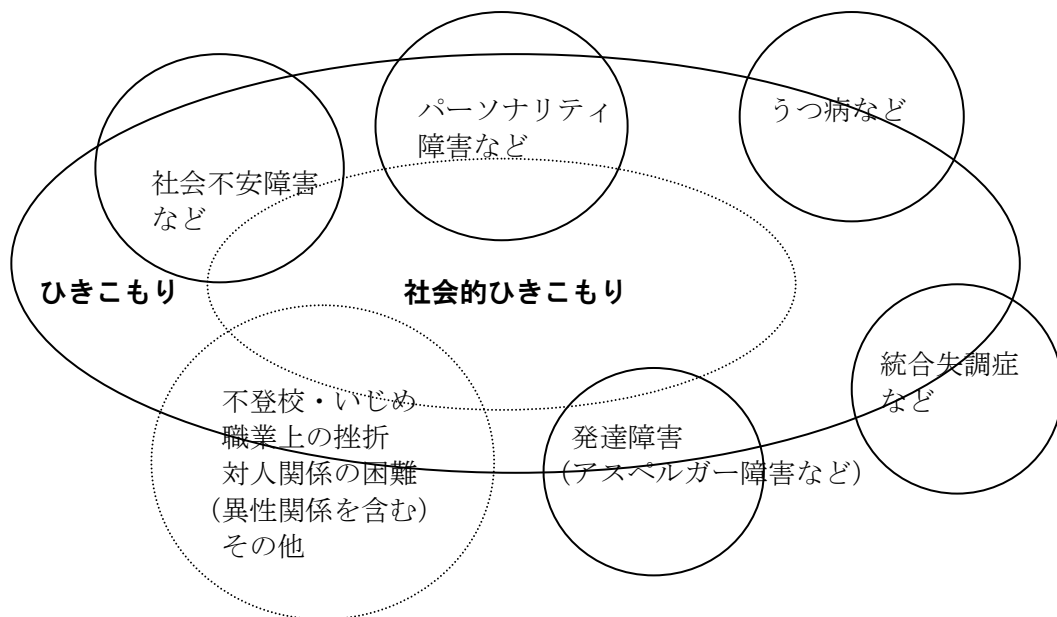
なお、ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべきである。」

※出所：齊藤万比古（研究代表者）（2010）厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（2010年5月公表）（・新ガイドラインと呼ぶことにする）

(ウ) ひきこもる人の多様な姿

ひきこもりのうち精神障害を有している者の割合は明らかにされていませんが、相当の割合で含まれるものとして、相談支援にあたる必要があります。（※1）

ひきこもる人の多様な姿（背景）のイメージ図—多様な困難と関連している—



本頁は、平成22年11月に本県が開催した「協議会設置等促進のための地域会議」における資料「困難を抱える子ども・若者の現状とその支援」（日本福祉大学竹中哲夫名誉教授作成）から転載。ただし、※1部分加筆。

イ 推定人数（愛知県）

平成22年7月1日現在

市町村名	15～39歳人口 (A)	ひきこもり (A) × 1.79%	ひきこもりの内訳			
			自室からほとんどでない (A) × 0.12%	自室からは出るが、家からは出ない (A) × 0.09%	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどにはでかける (A) × 0.40%	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみ外に出る (A) × 1.19%
1 名古屋市	731,919	13,101	878	659	2,928	8,710
2 豊橋市	116,535	2,086	140	105	466	1,387
3 岡崎市	124,238	2,224	149	112	497	1,478
4 一宮市	113,830	2,038	137	102	455	1,355
5 瀬戸市	39,399	705	47	35	158	469
6 半田市	37,397	669	45	34	150	445
7 春日井市	97,186	1,740	117	87	389	1,157
8 豊川市	55,939	1,001	67	50	224	666
9 津島市	19,057	341	23	17	76	227
10 碧南市	23,897	428	29	22	96	284
11 刈谷市	54,898	983	66	49	220	653
12 豊田市	152,201	2,724	183	137	609	1,811
13 安城市	61,876	1,108	74	56	248	736
14 西尾市	35,574	637	43	32	142	423
15 蒲郡市	23,741	425	28	21	95	283
16 犬山市	22,025	394	26	20	88	262
17 常滑市	17,108	306	21	15	68	204
18 江南市	29,841	534	36	27	119	355
19 小牧市	49,150	880	59	44	197	585
20 稲沢市	42,058	753	50	38	168	500
21 新城市	12,673	227	15	11	51	151
22 東海市	37,859	678	45	34	151	451
23 大府市	30,246	541	36	27	121	360
24 知多市	26,480	474	32	24	106	315
25 知立市	24,313	435	29	22	97	289
26 尾張旭市	24,326	435	29	22	97	289
27 高浜市	15,568	279	19	14	62	185
28 岩倉市	15,394	276	18	14	62	183
29 豊明市	22,600	405	27	20	90	269
30 日進市	29,606	530	36	27	118	352
31 田原市	21,241	380	25	19	85	253
32 愛西市	18,248	327	22	16	73	217
33 清須市	22,480	402	27	20	90	268
34 北名古屋市	26,490	474	32	24	106	315
35 弥富市	13,714	245	16	12	55	163
36 みよし市	21,136	378	25	19	85	252
37 あま市	26,961	483	32	24	108	321
38 東郷町	13,323	238	16	12	53	159
39 長久手町	20,791	372	25	19	83	247
40 豊山町	4,973	89	6	4	20	59
41 大口町	7,415	133	9	7	30	88
42 扶桑町	10,380	186	12	9	42	124
43 大治町	9,788	175	12	9	39	116
44 蟹江町	11,170	200	13	10	45	133
45 飛島村	1,256	22	2	1	5	15
46 阿久比町	7,554	135	9	7	30	90
47 東浦町	15,852	284	19	14	63	189
48 南知多町	5,099	91	6	5	20	61
49 美浜町	8,697	156	10	8	35	103
50 武豊町	13,319	238	16	12	53	158
51 一色町	6,786	121	8	6	27	81
52 吉良町	6,650	119	8	6	27	79
53 幡豆町	3,234	58	4	3	13	38
54 幸田町	13,240	237	16	12	53	158
55 設楽町	867	16	1	1	3	10
56 東栄町	474	8	1	0	2	6
57 豊根村	128	2	0	0	1	2
計	2,398,200	42,928	2,878	2,158	9,593	28,539

※内閣府「ひきこもりに関する実態調査」（平成22年7月）により得られた推計人数を各市町村の人口に割り戻した推計値。ひきこもりは1.79%、その内訳の内訳は1.80%の数値をもとに計算しているため、総数と内訳の合計は一致しない。また、市町村ごとの内訳は単位未満を四捨五入しているため集計と一致しない。

【参考1】ひきこもりの背景に存在する主な精神障害

(出典：「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン(新)」(厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業))

① 適応障害	いじめなどの出来事を契機に不安や抑うつ気分が出現し、不登校・ひきこもりに至ることがあります。適応障害をもたらすストレス状況が遷延したり、あるいは誘因は解消しても症状が遷延したりすると、適応障害から気分障害や不安障害などへの展開が生じ、結果的にひきこもりが本格化・遷延化することは珍しくありません。
② 不安障害（社交不安障害、全般性不安障害、パニック障害など）	社交不安障害は、人前で行動するなどの社会的活動に対する回避傾向が主症状の不安障害で、同年代やなじみの少ない対象を回避し、ひきこもりへと向かう可能性が少なくありません。全般性不安障害は様々な場での不安が特徴的ですが、特に失敗や挫折を恐れるあまりに緊張の強さが目立つ点に特徴があり、ときに不登校やひきこもりの原因となります。パニック障害の発作様の不安・恐怖状態が頻発するようになると、その出現を恐れて外出を控えるようになり、ひきこもり状態に至ることもあります。
③ 気分障害	その大半はうつ病性障害で、大うつ病エピソード、あるいはそれに準ずるうつ状態（気分変調性障害、月経前不快気分障害、小うつ病性障害など）の際にひきこもりを生じることがありますが、多くの場合に一旦ひきこもった当事者はうつ状態が改善したからといって、ただちにひきこもりから抜け出すことができるわけではないことを心得ておきましょう。うつ病性障害の中でも気分変調性障害はひきこもりとの親和性がより高い障害とされています。また、うつ状態から活動力の亢進する躁状態に転じる双極性障害であることが明らかになる事例もあります。
④ 強迫性障害	強迫症状が増悪してきた場合に、強迫症状に縛られて日常生活の習慣的行動をスムーズにこなせなくなったり、家族を巻き込んだ強迫症状に伴って退行が生じることで母親との共生的な結びつきから離れられなくなったりする結果、ひきこもり状態となることがあります。
⑤ パーソナリティ障害	不登校やひきこもりに表現されるような回避性、依存性、自己愛性、境界性（空虚感、孤立感、対象へのしがみつくと操作などが特徴）などの心性が年余にわたって持続する間に、そうした心性がパーソナリティに構造化されてパーソナリティ障害への展開が生じることがあります。もちろん不登校・ひきこもりが生じる前にパーソナリティ障害が確立していき、各パーソナリティ障害に固有なタイプの社会適応の困難さが深刻化し、社会的活動や関係性を回避するようになり、ひきこもりに至るといった経過も多くみられることはいうまでもありません。
⑥ 統合失調症	統合失調症の陽性症状そのものである幻覚、妄想、自我障害などに基づく強い不安・恐怖から外出を控えたり、妄想に根ざした警戒心から家庭に閉じこもったりすることがあります。また陰性症状と呼ばれる意欲の低下に基づいて外出頻度が低下したり、人との交流を求めなくなったりするため、結果としてひきこもり状況に至る場合もあります。また統合失調症に基づく言動の影響で、周囲との人間関係が悪化し、周囲から距離を置かれるようになることに伴って外出困難になるという経過もあるでしょう。また、周囲の統合失調症に対する差別や偏見が強いため、あるいは家族が近所の目を気にしすぎるために、トラブルを避けるために外出させてもらえないという事例もあるかもしれません。また、当事者ではなく家族の中に統合失調症の人がいて、その人の妄想に基づく外界への警戒心から当事者の外出を禁じたり、その人の影響で当事者も同じ妄想を共有するようになったりしたため、ひきこもりに至っている事例も存在することを支援にあたって心得ておきましょう。
⑦ 対人恐怖的な妄想性障害（醜形恐怖、自己臭恐怖、自己視線恐怖）や選択性緘黙など児童思春期に特有な精神障害	自らの容貌が醜いため、体臭が不快なため、あるいは視線がきついため他者を不快にさせているという思春期特有な確信を持つ妄想性障害の若者は、他者との接触を極端に避けるようになることがあります。また、選択性緘黙のような幼い頃から幼稚園や学校で口を閉ざしていた子どもが、やがて徐々に学校にいかなくなり家にひきこもる、あるいは高校卒業後は進路を決めないまま家庭にとどまるようになることがあります。

<p>⑧ 広汎性発達障害 (Pervasive Developmental Disorders 以下 PDD)</p>	<p>広汎性発達障害、特にその高機能群（アスペルガー障害など）は思春期に入った小学校高学年から中学生にかけての年代で、同年代仲間集団から孤立したり、からかいやいじめの対象になったりすることが多く、そのことを契機にひきこもることがあります。いじめられた経験の頻回なフラッシュ・バックとそれに伴うパニック的な興奮、社会への関心の乏しさ、ゲームなどの活動への没頭の生じやすさなどは社会から孤立した PDD の若者がひきこもりに向かう強力な推進力となっていると思われます。</p>
<p>⑨ 注意欠如・多動性障害 (Attention-Deficit /Hyperactivity Disorder 以下 ADHD)</p>	<p>本来人懐っこく、親しい人間関係を求める気持ちの強いのが ADHD の子どもの特徴です。しかし ADHD の主症状である不注意、多動性、衝動性のため、思春期年代に入る頃には仲間集団から孤立したり、学校生活で疎外されたりという状況に陥りやすくなります。こうした状況が長期化すると二次的に気分障害を併存したり、極端に反抗的になったりし、最終的には不登校・ひきこもりに至る可能性が高まります。</p>
<p>⑩ 知的障害・学習障害など</p>	<p>知的障害者（IQ70 未満）が保護的で支持な環境や適切な能力応じた活動の機会を提供されなかった場合、社会的活動の場を回避して家庭へのひきこもりを生じる可能性があります。障害ではありませんが境界知能（IQ70～84）の子どもや若者は社会的な評価や介入に非常に敏感で傷つきやすい面があり、不安な状況が続くと社会活動を回避しひきこもりに至る可能性の高いグループであることを心得ておきましょう。</p>

【参考2】「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」調査結果（抜粋）

<p>○調査対象 全国5地域の公立小学校（1～6年）及び公立中学校（1～3年）の通常の学級に在籍する児童生徒 41,579 人</p>									
<p>○調査時期 2002 年2月～3月</p>									
<p>○回収率 対象学校は 370 校で回収率は 98.9%。対象学級では 4,328 学級で回収率は 98.6%。</p>									
<p>○集計結果 知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を持っていると担任教師が回答した児童生徒の割合は、表に示すように 6.3%である。</p>									
<table border="1"> <tr> <td>学習面か行動面で著しい困難を示す</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>学習面で著しい困難を示す</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>行動面で著しい困難を示す</td> <td>2.9%</td> </tr> <tr> <td>学習面と行動面ともに著しい困難を示す</td> <td>1.2%</td> </tr> </table>	学習面か行動面で著しい困難を示す	6.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	行動面で著しい困難を示す	2.9%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.2%	
学習面か行動面で著しい困難を示す	6.3%								
学習面で著しい困難を示す	4.5%								
行動面で著しい困難を示す	2.9%								
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.2%								
<table border="1"> <tr> <td>学習面で著しい困難を示す</td> <td>4.5%</td> </tr> </table>	学習面で著しい困難を示す	4.5%							
学習面で著しい困難を示す	4.5%								
<table border="1"> <tr> <td>行動面で著しい困難を示す</td> <td>2.9%</td> </tr> </table>	行動面で著しい困難を示す	2.9%							
行動面で著しい困難を示す	2.9%								
<table border="1"> <tr> <td>学習面と行動面ともに著しい困難を示す</td> <td>1.2%</td> </tr> </table>	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.2%							
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.2%								

※「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を示し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」の問題、「多動性-衝動性」の問題、あるいは「対人関係やこだわり等」の一つか複数で著しく示す場合を示す。

○留意事項 本調査は、担任教師による回答に基づくもので、学習障害（LD）の専門家チームによる判断ではなく、医師による診断によるものでもない。従って、本調査の結果は、学習障害（LD）・ADHD・高機能自閉症の割合を示すものではないことに注意する必要がある。

○参考資料

・学習障害（LD）

「公立学校の生徒の約5%が学習障害を有すると同定されている。」（アメリカ精神医学会DSM-IV1994）

「6-17歳で5.59%」（アメリカIDEA第22回議会報告書、教育省2000）

・注意欠陥/多動性障害（ADHD）

「有病率は、学齢期の子供で3-5%と見積もられている。」（アメリカ精神医学会DSM-IV1994）

・高機能自閉症（HFA）：上記のいずれの資料にも記載なし